

議案第 6 1 号

東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の制定について

東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を別
紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、教育職の任期付職員を採用するため必要があるからである。

東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項並びに第7条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、任期を定めて採用する教育職の職員の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育職の職員」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条第1項の免許状を有し、かつ、専門的な知識経験を有する者（東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例（令和4年東郷町条例第15号）第1条に規定する町費負担教員並びに地方公務員法第22条の2の規定により町が採用した東郷町立の小学校又は中学校に勤務する講師及びこれらに準ずる業務に従事する職員を除く。）をいう。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第3条 教育職の職員の任命権は、東郷町教育委員会（以下「任命権者」という。）に属する。

2 教育職の職員の採用は競争試験又は選考によるものとし、その競争試験又は選考は任命権者が行う。

3 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を次の各号に掲げる業務のいずれかに期限を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

4 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させること

が公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

（任期の更新）

第4条 任命権者は、あらかじめ前条第3項又は第4項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「教育職任期付短時間勤務職員」という。）の同意を得て、法第7条第2項に規定する範囲内において、その任期を更新することができる。

（給与に関する特例）

第5条 教育職任期付短時間勤務職員には、東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例別表に定める給料表（以下「給料表」という。）を適用する。

2 教育職任期付短時間勤務職員の給料月額は、給料表の給料月額に、東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東郷町条例第1号）第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 任命権者は、教育職任期付短時間勤務職員に適用する給料表に掲げる号給を、その者の専門的な知識経験の度に応じて決定するものとし、その基準となるべき標準的な職務は、別表に定める等級別基準職務表のとおりとする。

4 任命権者は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

5 職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、第3項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

6 新たに教育職任期付短時間勤務職員となった者の給料表に定める号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

7 教育職任期付短時間勤務職員の昇格及び昇給については、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

（給与条例の適用除外等）

第6条 東郷町職員の給与に関する条例（昭和35年東郷町条例第5号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第7条、第10条から第13条まで、第1

4 条、第 1 9 条の 2 及び第 2 0 条第 5 項の規定は、教育職任期付短時間勤務職員には、適用しない。

2 教育職任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 6 条第 1 項	給料表	東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 6 年東郷町条例第 号）第 5 条第 1 項の給料表
第 6 条第 1 項及び第 2 項	規則で定める	教育委員会規則で定める
第 1 5 条第 2 項第 2 号	定年前再任用短時間勤務職員	東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 3 条の規定により採用された教育職の職員（以下「教育職任期付短時間勤務職員」という。）
第 1 6 条第 3 項及び第 4 項ただし書	定年前再任用短時間勤務職員	教育職任期付短時間勤務職員

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、給与の支給その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

2 東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東郷町条例第 1 号）の

一部を次のように改正する。

第2条第4項中「の規定により」を「又は東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和6年東郷町条例第 号）第3条第3項又は第4項の規定により」に、「31時間」を「31時間（任命権者が特に必要と認める場合は、35時間）」に改める。

（東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 東郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和6年東郷町条例第 号）第3条第3項又は第4項の規定により任期を定めて採用された職員

別表（第5条関係）

職務の級	基準となる職務
1 級	専門的な知識経験を必要とする業務を行う職務
2 級	専門的かつ高度な知識経験を必要とする業務を行う職務

議案の概要

1 制定理由

教育職の任期付職員を採用することにより、教育委員会の機能強化及び不登校対策を充実するため必要があるからである。

2 主な制定内容

- (1) 教育職の職員は、教員免許を有し、専門的な知識経験を有する者とする事。
(第2条関係)
- (2) 教育職の職員の任命権者は、東郷町教育委員会とすること。(第3条第1項関係)
- (3) 採用は、競争試験又は選考によること。(第3条第2項関係)
- (4) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができること。(第3条第3項関係)
- (5) 採用された任期付職員の同意を得て、3年以内の範囲内において、任期を更新することができること。(第4条関係)
- (6) 給料表は、東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の給料表を適用すること。(第5条第1項関係)

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行すること。
- (2) 教育職の任期付職員の条例の制定に伴い、関係条例の規定を整理すること。